

青法協 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会
弁護士学者合同部会
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7
T&Tビル4階パートナーズL/0内
TEL 03-6907-4516
FAX 03-6907-4517



全国から約130名が参加して行われた青法協本部沖縄総会（2012年6月30日～7月1日）

contents

- 青法協本部沖縄総会報告 新紀尾井町法律事務所 長谷川正太郎 … 2
- 東京電力女性社員殺人事件・サイドストーリー
恵古・佃法律事務所 佃 克彦 … 4
- 新入会員自己紹介 東京法律事務所 山添 拓 … 6
- 原発民衆法廷のご報告 城北法律事務所 大山勇一 … 7
- ＜書評＞原爆症認定訴訟が明らかにしたこと 新65期司法修習生 … 9
- 例会報告
5月例会 新65期司法修習生 …11
- 風に逆らって(11)「平和的生存権をジュネーヴ憲法に」
東京造形大学教授 前田 朗 …13
- 東京支部夏合宿のご案内 …15

青法協本部沖縄総会の報告

長谷川正太郎 (新紀尾井町法律事務所)

1 はじめに

本年6月30日から7月1日にかけて、沖縄において、青法協弁学合同部会第43回定時総会、青年法律家協会第63回定時総会が開催されました。

本年の沖縄総会には、全国から約130名の参加者が集まり、種々の報告や討論が行われ、とくに沖縄ならではの憲法問題も議論されました。

2 6月30日 青法協弁学合同部会第43回定時総会

(1) 開会

まず、鳥海準議長から議長あいさつがあり、そして沖縄弁護士会会長加藤裕会員、全国青年司法書士協議会副会長谷嘉浩氏、全国青年税理士連盟会長市木雅之氏から来賓あいさつがありました。

続いて、議案の提案、財政報告がなされました。

(2) 記念講演

次に、沖縄大学客員教授小林武氏より、「憲法研究者が沖縄で見たもの」という記念講演が行われました。

同講演では、まず、日本国憲法の適用を受けない同胞の存在という不条理が単純素朴な青春の動機となり、沖縄を念頭に置いた平和的生存権といった憲法研究を志し、小林氏が沖縄へ移住することとしたことが語られました。

そして、沖縄の歴史や米軍といった沖縄の憲法問題、沖縄県民の考え方、憲法が沖縄問題解決のための結節点であろうこと、さらに秘密保全法の違憲性等について話していただきました。

講演の中では沖縄の新聞も引用され、実際に即した臨場感のある内容となり、非常に興味深いものでした。

(3) 憲法課題

そして、憲法課題として、天皇を日本国の元首とするものや国防軍を保持するといった憲法改正草案の新設条文についての問題や、比例定数削減問題、職員の政治的行為の制限に関する大阪市の条例の問題等が報告されました。

また、辺野古新基地建設に反対し普天間基地の無条件返還を求める決議案、普天間基地へのオスプレイの配備計画の撤回を求める決議案、秘密保

全法に反対する議長声明について、各表現の正確性を求めて、各地の会員から発言があり討論がなされました。

さらに、各地の会員から、現在の活動内容に関する報告がありました。

そのなかでは、2013年完成予定で現在も撮影が続けられている、沖縄戦と終わらない戦争の時代を描く映画OKINAWA戦世の製作に関する報告、政府と電力会社の原発犯罪とその責任を市民の運動により明らかにする原発民衆法廷の運営に関する報告、ダンス規制法の見直しを求める報告など様々な報告がありました。私は残念ながら、これまでこのような沖縄戦に関する映画が2004年から作成されているということは知りませんでしたし、風営法のダンス規制が健全なダンス表現や文化・芸術をも制限しているということは考えたこともなかったので、非常に勉強になりました。

また、報告の一つとして、自衛隊のレンジャー訓練生が練馬の市街地を行進することを禁止するよう仮処分を求めたことについての報告が種田会員からありました。このレンジャー訓練生は銃等を携行して、日中に人口密集地帯を行進するものであり、住民の平和的生存を脅かす極めて危険なものです。しかし、仮処分申立は却下されてしまいました。ただ、本件仮処分を含む会員の熱心な活動により、行進の方法が危険性を減らす方向に次々と変更されていったので、一定の成果はあるのではないかというものでした。この仮処分等の活動を率先して主体的に行った種田会員は64期であり、新人であっても情熱があれば国と闘い、そして国を動かせるということを実感でき、勇気をもたらえる報告でした。

(4) 沖縄特別企画

沖縄特別企画では、辺野古、高江、嘉手納、普天間の訴訟について、金高望会員(沖縄)から報告がありました。

ここでは、それぞれの現状、訴訟の概要、進行状況等についてお話いただきました。

さらに、お話だけでなく、ビデオを使用して、

オスプレイの危険性や高見澤元防衛政策局長の証人尋問について解説をしていただきました。オスプレイについては、墜落の危険だけでなく、離着陸の際に、その爆風により、周囲の木や人をなぎ倒すもので、オスプレイの危険性は一見して明らかでした。また、証人尋問については、高見澤元防衛政策局長が支離滅裂なことを述べるなど、オスプレイ配備を知りながら隠していたことなどが露呈されるものでした。

3 7月1日 青年法律家協会第63回定時総会

まず、近藤真議長から青法協議長あいさつがありました。

そして、学習会への参加等の65期修習生部会の活動報告及びロースクール生部会の報告がありました。

続いて、財政・人事の報告や採択がありました。

4 7月1日 青法協弁学合同部会第43回定時総会

(1) 司法改革問題

青年法律家協会第63回定時総会に引き続いて青法協弁学合同部会第43回定時総会が再開され、司法改革問題では、裁判員制度の見直しとして、厳罰化傾向等の問題点についての報告がなされました。

また、裁判員裁判において1審無罪にもかかわらず控訴審で有罪とされる裁判例の問題の検討がなされました。1審無罪で控訴審有罪、最高裁で無罪とされた2012年2月13日の判例が出たこと、その後においても1審無罪で控訴審有罪とされる裁判例が続いていることの問題点等について、未熟ながら私も報告者の一人として報告いたしました。

(2) 修習生・法科大学院生・学生支援

修習生に対する給費制復活の取り組みと法科大学院生・学生支援等の法曹問題についての報告や、そのための各地での活動状況の報告がありました。

そして、司法修習生が多額の借金を抱えることや司法制度の意義等から、司法修習生に対する給費制復活を要求する決議案が発表されました。

(3) 震災・原発問題

震災・原発問題では、各地での被災者支援の状況や原発被害による賠償の問題等が報告されました。

そして、現在でも約34万人もの多数の被災者が避難生活を余儀なくされており、生活基盤の再建が十分になされていないことから、被災者の生

活支援及び今後の生活再建支援の充実・徹底を求める決議案、原発についての決議案が発表されました。

(4) 議案書の討議・採択

これまでの決議案についての討論を踏まえ、随時修正された決議案を検討し、さらに内容や表現をめぐって熱心な討論がなされたうえ、議案書の採択が行われました。

(5) 役員人事

最後に、第1回拡大常任委員会に切り替えて、常任委員・会計監査が選出され、新旧役員のあいさつがなされ、閉会を迎えました。

5 オプショナルツアー

総会が終わり、オプショナルツアーがあり、バスで戦跡巡りを行いました。

まず、南風原文化センターという、戦争当時の沖縄に関する資料が展示してある施設を見学しました。ここでは、当時の暮らしの様子や陸軍病院壕が再現されており、沖縄を舞台とした戦争がいかなるものであったか実感できました。

次に、糸数アブチラガマを見学しました。アブチラガマは、沖縄戦時、日本軍の陣地壕や倉庫として使用され、戦場が南下するにつれ陸軍病院の分室となり負傷兵で埋め尽くされ、病院撤退後は住民と生き残り負傷兵、日本兵の雑居状態となっていた自然洞窟です。ヘルメットを装着し、懐中電灯をもってガマに入り、真っ暗でこぼこの道の中、もともと病棟であった場所等を見学してきました。壁面には爆風の後が残っているなど、いまだに戦争の跡が現実のものとして残されており、戦争の悲惨さや平和の尊さを痛感することができました。

最後に、平和の礎・韓国人慰霊塔等がある沖縄県平和祈念公園を訪れました。礎には、戦争によって命を落とした人の名前が一人ひとり刻まれており、人間一人ひとりの命の尊さが伝わるものでした。

6 おわりに

沖縄はやはり暑かったですが、憲法や平和について、沖縄という場所で学ぶことができたのは貴重ですし、沖縄でしか聞けない話が聞け、沖縄でしか見られないものが見られました。さらに、沖縄の暑さに負けないくらい、会員の報告や議論の中にある情熱は熱いものでした。沖縄総会に参加できて本当に嬉しく思います。

東京電力女性社員殺害事件 サイドストーリー

佃克彦 弁護士 (恵古・佃法律事務所)

1 はじめに

2012年6月7日、東京電力女性社員殺害事件の再審請求事件について、東京高等裁判所第4刑事部は、請求人のゴビンダ・プラサド・マイナリさんに対し、再審開始と無期懲役刑の執行停止を決定しました。

この件については「青年法律家」からも原稿依頼を受けており、事件に関する全体的なコメントはそちらにまわしました。こちらの原稿では、ゴビンダさんの再審開始にまつわるサイドストーリーのようなものを綴っていきたく思います。

2 決定日の通知

再審請求審の審理は、2012年5月23日に双方からの意見書が提出されて終結し、裁判長から「決定日はおって事前に通知する」と言われました。

これを聞いた私は、「決定までに1~2か月はかかるのかな?」と思っていました。

ところが5月31日になって裁判所から「決定を6月7日に出す」との連絡がありました。6月7日といえば、手続きの終結から2週間です。5月23日の終結の時点で裁判所は決定書をおおよそ書き上がっていたのでしょう。

3 決定の当日

裁判所からの連絡により、「決定書は当日の午前10時に渡す」とのことでした。

決定当日、裁判所の前では、ゴビンダさんの

奥さんと2人の娘さんが決定を待っており、また、テレビカメラも含めた大勢のマスメディアも門の前に詰めかけていました。私たち弁護団が高裁の第4刑事部に決定書を取りに行くと、第4刑事部の書記官室の前にも報道陣がわんさと詰めかけていました。報道陣はみな静かにしていましたが、その殺到ぶりは“静かな大騒ぎ”という感じでした。

私たちは午前10時より少し前に書記官室に行ったのですが、決定書は午前10時になるまで渡してもらえませんでした。「もうできあがって渡せる状態だろうに…」などと思いながら10時になるのを待つこと数分。待ち時間が非常に長く感じました。

そしてようやく10時になって渡された決定書の主文は「本件について再審を開始する。請求人に対する刑の執行を停止する。」。再審開始のみならず刑の執行停止すなわちゴビンダさんの釈放を認めるものでした。

4 横浜刑務所のゴビンダさん

決定の内容は、横浜刑務所に待機していた神田安積弁護士に伝えられ、神田さんからゴビンダさんに伝えられました。

ゴビンダさんは、再審開始になることは確信していたでしょうが、刑の執行停止の決定までは期待しないようにしていました。ですから執行停止の報を聞いて、さぞやうれしかったことでしょう。

決定の内容はすぐに横浜刑務所内の他の被収容者たちにも知れ渡りました。ある被収容者はゴビンダさんに直接確認し、ゴビンダさんが親指を立てて「OK」のサインを出すと笑顔で祝

福してくれたそうです。

その日の昼食。ゴビンダさんは他の被収容者と一緒に食堂で食事をしました。そして食事が終わった後、ゴビンダさんはつい矢も楯もたまらず、その場で「バンザイ」と言って立ち上がってしまいました。すると、食堂にいた大勢の他の被収容者から拍手と「おめでとう」の歓声が寄せられるという、映画のワンシーンみたいな出来事もあったそうです。

ゴビンダさんは収容生活中も、見知らぬ被収容者から「無実だそうですね。頑張ってください。」等と言われることがあったそうです。横浜刑務所には佐野眞一氏の著した本件に関するルポ「東電OL殺人事件」があり、それを読んだ被収容者が彼の無実を知り、刑務所内でも応援してくれる人が徐々に増えていったのだそうです。

5 横浜入管へ

ゴビンダさんは決定が出た日の夕方に横浜刑務所を釈放されました。刑務所を釈放されたとはいってもゴビンダさんはオーバーステイの外国人の身。彼はそのまま横浜入国管理局に収容されました。

あとは入管から本国へ帰るのみ。

しかしこの状態を、実はゴビンダさんは過去に1回経験しているのです。それは、一審で無罪判決が出た時です。

2000年4月、一審の東京地方裁判所はゴビンダさんに無罪を言い渡し、ゴビンダさんの勾留の効力はなくなりました。しかしゴビンダさんはオーバーステイの外国人であるため入管法上の収容を免れず、身柄は東京入管に移されました。

私たちは、この無罪判決に対して検察側が控訴することは予想していましたが、勾留から解かれたゴビンダさんはそのままネパールに退去強制され、本国で控訴審の推移を見守ることになるだろうと思っていました。ところが検察官が裁判所に対し、無罪判決を受けたゴビンダさんについて勾留をするよう職権の発動を求めてきました。これに対し、最初に職権発動を求められた東京地裁はあっさりこれを断りました。続いて検察側は東京高裁にも求めましたが、東

京高裁の特別部も職権発動をしませんでした。ところが控訴審の係属部が東京高裁第4刑事部と決まった後に検察側が3回目の勾留の職権発動の求めに出たところ、第4刑事部はこれを容れて、5月にゴビンダさんを勾留しました。この間、すなわち4月14日に無罪判決が出てから5月8日に勾留されるまでの間、ゴビンダさんは、退去強制の手続きを止められ、入管にずっと留め置かれていました。

かくしてゴビンダさんは無罪判決を受けたのに東京拘置所に逆戻りさせられました。

無罪判決を無にするような検察と裁判所の暴挙に対して私たち弁護人は異議・特別抗告で争いましたが、最終的には最高裁も、2名の反対意見を出しつつもこの勾留を認め、こうしてゴビンダさんは本国への帰国を目前にしてその望みを絶たれてしまいました。しかもその後の同年12月に、ゴビンダさんを勾留した張本人である東京高裁第4刑事部がゴビンダさんに無期懲役の逆転有罪判決を言い渡しました。

一審の無罪判決の時にこのようなことがあったため、今回の再審開始決定に伴う刑の執行停止の時も、ゴビンダさんは、また刑務所に連れ戻されるのではないかという不安に苛まれていました。一審無罪後の勾留の時のことがまさにトラウマとなっていたのです。

6 悩みは杞憂に

しかし今回ばかりはゴビンダさんのその悩みは杞憂に終わりました。

検察側はゴビンダさんの釈放に抵抗していましたが裁判所は“執行停止の停止”に応じることはなく、また、入管があえてゴビンダさんの退去強制手続を遅らせるようなこともなく、ゴビンダさんは無事に6月15日、奥さんと2人の娘さんと一緒に故郷ネパールへの帰途につきました。

7 しばしのお別れ

私が最後にゴビンダさんと面会したのは、彼がネパールに帰る前日の6月14日です。帰国を翌日に控え、ゴビンダさんの表情はとても明

るいものでした。私も彼のそのすっきりした表情を見てとてもうれしく思いました。しかし他方、これでしばらくゴビンダさんの顔を見ることができないと思うと一抹の寂しさもあり、彼も「私も会えなくなるのが寂しい」と言ってくれました。

面会の終わりのほうではゴビンダさんは、私の腕時計を見て「センセイ、その時計、ずっとしてますよね。」と言いました。その日に私がしていた時計は、弁護士登録以来ずっと使って

いる時計でした。彼は、僕のことを昔からよく知っているんだということを言いたかったのだと思います。そう。ゴビンダさんと初めて会ってからもう15年も経ってしまいました。

検察官は再審開始決定に対して異議申立をしたため、再審請求手続きはまだ続きます。日本に残っている私たち弁護団で、再審無罪を勝ち取るまで、更に頑張っていきたいと思います。

新人会員自己紹介 64期

東京法律事務所 山添 拓

私が青法協と初めて出会ったのは、まだ司法試験をぼんやりとしか考えていなかった学生の頃です。学生セミナーで羽田空港に見学に行き、JALの監視ファイル事件について学習しました。操縦席のモックアップでシミュレーションを見せていただいたことも貴重な思い出です。

ロースクール在学中に、法科大学院生部会が設立されました。法曹ではなく、学者ともいえないロースクール生に会員資格を認めるかどうかは、議論があったと聞いています。当事者だった私たちとしては、勉強に負われる日々のロースクール生が、少しでも人権課題に関心を持ち、つながりをつくれる場として、青法協の重要性を感じていました。支部の例会に参加させていただくお客さんではなく、自分たちの要求に基づいた自分たちの組織をつくってみたい、そういう思いでした。もっとも、正式に部会が発足したのは受験を控えた3年生の夏で、ほとんど関与できなかったのですが。

司法試験受験後、ビギナーズ・ネットの活動を経て、修習へ。修習生部会をつくり、7月集會に文字通り没頭しました（もちろん、修習専

念義務の範囲内で！）。企画の全体像が定まり、そろそろカンパの要請をと思っていた矢先に東日本大震災が発生。現地で被災状況を見て、実行委員会でも激論を交わし、テーマを急遽変更したのは、劇的な展開でした。

なんだか青法協での活動歴のような自己紹介になってきました。しかし、こうしてふりかえると、弁護士に近づくにしたがって、青法協での活動が徐々に充実したものになってきたと感じます。おそらくそれは、試験に合格することを目標に勉強するという段階から、実務家として当事者に向き合う立場に変わっていく、その移行を反映しているのだらうと思います。この実感を、これから法律家になろうとする後輩たちにも、ぜひ感じてほしいと思っています。

昨年12月から事務所に顔を出し始め、そろそろ8か月になります。当初は、仕事といえばビギナーズ・ネットの運動が中心でしたが、だんだん事件活動も忙しくもなってきました。忙しさにかまけて、学ぶことがおろそかになっていると感じるときも多々あります（もっとも、遊ぶ時間だけはしっかり確保しているつもりですが）。

始まったばかりの弁護士としての日々を、個人的で魅力的な青法協のみなさんに学びながら、楽しく過ごしていきたいと思っています。どうぞよろしくお祈りします。

原発民衆法廷のご報告

大山勇一 弁護士（城北法律事務所）

1 福島事故を犯罪として処断！

前号（97号 2012年5月）にて上杉崇子弁護士が報告した「原発民衆法廷」の続報をお知らせいたします。

第1回法廷（東京、2月25日）、第2回法廷（大阪、4月15日）に引き続き、5月20日に福島にて第3回法廷が行われました。福島法廷では東京法廷での刑事事件審理を引きついで、東京電力などの刑事責任を認定しました。すなわち、東京電力については「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」を適用し有罪とし、また勝俣恒久など東京電力の歴代の役員については同法および業務上過失致死傷罪を適用し有罪とし、班目春樹原子力安全委員会委員長、菅直人前首相、海江田万里前経産大臣、枝野幸男前官房長官などについては業務上過失致死傷罪を適用し有罪としました。

福島法廷においては、南相馬市の詩人、浪江町の酪農家など被災地の方々4名の意見陳述を行いました。また、佐藤武光氏（映画監督）が立ち入り禁止地域となった双葉町について、山本英彦氏（小児科医）が内部被曝の実態について証言をしました。

この民衆法廷では、福島第一原発事故が現行の実定法に基づいても犯罪であることを確認しましたが、もちろん、これにより被告人とされた東京電力に罰金を科したり、勝俣前会長を懲役刑にしたりできるわけではありません。むしろこの民衆法廷の課題は、この福島第一原発事故がもたらした被害の巨大さ、深刻さ、甚大さを踏まえて、これが現行の実定法を越えた規範のレベルで巨大な「悪」であることを共通認識とし、そして、このような事故を犯罪として明確に裁くことができるような法の発展を促すという積極的な法創造の役割にあります。



2012年6月17日原発民衆法廷（大阪法廷）の様相

2 原発は存在自体が憲法違反！

6月17日には、第4回法廷（大阪）が開催され、私はこの法廷から原告団代理人の一人として参加しました。ここでは、民事・行政事件に戻り、敦賀原発再稼働の差止めと敦賀原発の廃炉についての審理を行ないました。原発下請労働者など3名の市民の方々が意見陳述を行なった後、明石昇二郎氏（ジャーナリスト）が敦賀原発周辺の健康被害の実態調査結果について、澤野義一氏（憲法学）が原発は存在自体が日本国憲法に違反することについて証言をしました。

特に、私が尋問を担当した澤野義一氏は、福島第一原発事故のような過酷事故が起こればとも、原発は日本国憲法の戦力放棄・平和主義と人権保障の2つの観点から違憲であると明確に証言されました。まず、原発の技術自体が軍事研究から生まれ、日本に備蓄されている核燃料は容易に核爆弾に転用可能であり、さらには主要な政治家が繰り返し核武装を唱えていることから、原発は潜在的・実質的な「戦力」にあたること述べました。

また、福島事故は根こそぎの人権破壊であり、憲法の第三章で保障しているあらゆる権利を侵

害しています。さらに、いったん地震や津波などで事故が起きると、将来にわたってその災厄が続くという点で、憲法11条（「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」）および憲法97条（「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」）にも違反するのであるから、地震国日本においてその災厄を免れるためには原発自体の設置を禁止することが憲法上の要請であると述べています。

3 世界の「非核憲法」

そして、世界には、1979年ミクロネシア連邦憲法、1981年パラオ憲法、1999年オーストリア憲法のような原発禁止規定を有する憲法があることも明らかにしました。特に、オーストリア憲法の場合は、「核分裂によるエネルギー生産を目的とする施設建設と、既存の当該施設がある場合の始動の禁止」という表現で、原発（当然、核兵器の製造・実験・使用なども同様）を無条件で禁止しています。

この原発禁止の憲法は、世界でいち早く制定した同国の1978年「原発禁止法」を踏まえたものです。同禁止法は、ドナウ川のツベンテンドルフ原発建設反対に関する国民投票の結果を反映して制定されたものです。原発に反対する理由としては、放射能放出による人間の健康への危険性、核廃棄物の管理・処分の未解決問題、原子力の平和的エネルギー利用と軍事的産業の結びつき、原子力災害時の緊急対処計画の不十分さ、原発建設地域で大地震がこれまでに発生していることなどがあげられていて、日本にも大いに参考になる法律です。この禁止法が1999年に憲法条項に組み込まれたのです。澤野教授の証言は、海外の規定を参考に日本の原発問題を考えてみるとてもよい機会となりました。

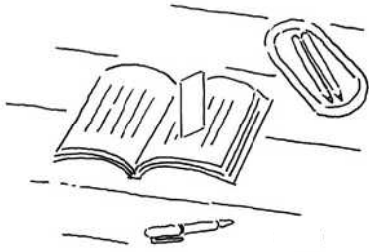
4 被爆地広島にて原発を考える

そして、7月15日には被爆地広島にて第5回目の民衆法廷が開催されました。この法廷では、中国電力上関原発の建設計画の撤回や島根原発の廃炉などを求める訴えについて審理をしました。上関原発反対運動に関わってきた方など3名の市民が原告団を代表して意見陳述を行なった後、藤田祐幸氏（物理学者）が原発が核兵器開発の隠れ蓑として利用されてきた実態について、宗藤尚三氏（キリスト教牧師）がみずからの被爆体験をもとにキリスト者として核による死を拒絶するための運動に身を投じてきた経緯について証言されました。

特に、私が尋問を担当した宗藤氏は世界各地で起きている放射能被害の実態を知り、ウラン採掘現場での労働者、原発における労働者、原発周辺市民らと同じ「ヒバクシャ」として連帯することの重要性を訴えてきました。そして、核は本質的に「人間に対するトータルな抑圧と管理をもたらす」として、原爆のみならず原発をも世界から一掃するためにキリスト者の立場から運動を続けてきたことを語ってくれました。

5 今後の予定など

この原発民衆法廷での審理を通じて、「原子力の平和利用」の名のもとに進められてきた原発推進政策の裏には「核兵器開発への潜在力保持」の意図があったことが明らかになってきました。そして、広島で活動している市民に象徴的に現れているとおり、反核兵器と反原発の運動がまさに表裏一体のものとして進められなければならないことも明らかになりました。民衆法廷は、今後は札幌、三重などで開催することになっています。審理の概要は、各法廷ごとに「原発民衆法廷」ブックレット（三一書房）で続々と発表されています（現在第2巻まで）ので、お手にとってご覧いただければ幸いです。



<書 評>

原爆症認定訴訟が明らかにしたこと

新65期司法修習生

1

広島と長崎に原爆が投下されたことを知っていても、その灼熱のきのこ雲の下にたまたま居合わせ、被爆者となった人びとの苦難の生涯を知らない人は多い。原爆は半世紀以上前の過去の出来事で、被爆の問題に関心を寄せることもなく、日本は「平和だ」と思って暮らしている。僕もその一人で、原爆に関心を持つようになったのはついこの間、3・11の後のことだ。

2

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（被爆者援護法）は、被爆者健康手帳を所持する者が病気になった場合、厚生労働大臣の「認定」を受けることで医療の給付と、医療特別手当の支給を受けることができると定めている。

この認定の要件（①被爆者が原爆の放射線によって病気や怪我を発症し、あるいは、治療能力が原爆放射線の影響を受けたこと[放射線起因性]、②その病気や怪我が治療を要する状態にあること[要医療性]）のうち、国は①放射線起因性を極めて狭く解釈し、被爆者の申請をことごとく却下していった。

2003年3月末の時点で、被爆者健康手帳所持者27万9174人に対し、原爆症と認定されている者はわずか2172人、手帳所持者の1%にも満たない状態だった。原爆症認定訴訟は、こうした国から見捨てられた被爆者を救済する戦いだった。

3

本書の帯には、作家早坂暁さんの推薦の辞が載っている。早坂さんは、その一節の中で「せめて、この本の原告らの意見陳述だけでも読んでくれ」と読者に訴えかけている。僕も本書を



読んで同じ気持ちになった。

原告らの意見陳述では、広島、長崎で地獄に遭って以来、差別、貧困、病気に苦しむ生活を送ってきたことが綴られており、償いきれない犠牲を生んだ戦争の虚しさをひしひしと感じた。

意見陳述を読み進めるたびに、なぜこの人たちの申請を国は却下したのかと疑問は深まるばかりだった。原告らはいずれもガンなどの重篤な健康被害に苦しめられていた。こんなにも辛い目に遭っている被爆者が救済されないのでは、被爆者援護法は絵に描いた餅でしかない。

推薦の辞に載っている「おーい、日本人よ、恥ずかしいと思わないのか。」という挑発的な早坂さんの言葉は、被爆者のために日本人の心の奥底に眠っている良心を呼び覚まそうとする必死の呼び掛けだ。

4

被爆者の耐え難い苦しみは、裁判の最中、時に怒りとして爆発した。

岩佐幹三さんの証人尋問では、原爆被害の全体像について、淡々と証言がなされていった。証言が一通り終わり、裁判長が「何か言うことはありませんか」と言ったところ、岩佐さんは立ち上がり、突然、峠三吉の詩を大声で怒鳴った。

「ちちをかえせ／ははをかえせ／としよりをかえせ／こどもをかえせ／わたしをかえせ／わたしにつながる／にんげんをかえせ／にんげんの／にんげんのよのあるかぎり／くずれぬへいわを／へいわをかえせ」

その場に居合わせた弁護士の中には、裁判官にアジ演説と思われるからやめてもらいたいと心の中で思っていたという。

なぜ岩佐さんは峠三吉の詩を大声で怒鳴ったのだろうか。

岩佐さんは、広島にて16歳の時に爆心地から1.2kmの自宅で被爆した。倒壊した家の下敷きになった母を助け出すことができず、迫る火に追われて生きながら焼け死ぬのを見捨てて逃げるといふ壮絶な経験をしている。岩佐さんは、この体験を話すと、当時のことがフラッシュバックして、号泣してしまうようだ。

「被爆者は、自分の最も過酷な被害はしゃべれない人間に変えられてしまう、原爆の悪魔性はここにある」（中澤正夫医師の分析）。

岩佐さんの「にんげんをかえせ」の絶唱は、被爆の実相を語りきれない被爆者の苛立ちであり、一個人では背負いきれない悲しみを被爆者たちは背負わされていることの象徴だ。

5

被爆者が原告となって国を相手に訴訟を起こしたのは、お金が欲しいからではない。原爆症と認定されることは、国が自分の病気を原爆のせいであると認めることであり、被爆の実相を世に明らかにするためだ。

原爆症認定集団訴訟は、原爆による被害を矮小化しようとする国の姿勢を糾弾するとともに、これまで救済されることのなかった多くの被爆者を原爆症と認定させることに成功した。この成功は、原告である被爆者、支援団体、医師団、弁護士団、政治家などが互いに手を取り合って勝ちとったものである。そして、この経験は、原発事故後、例えば内部被曝問題にいち早く警鐘を鳴らすなど原発事故の被害者救済に現実に活かされている。

6

福島第一原発の事故は、広島、長崎に次ぐ

「第三の原爆」と呼ばれている。原発事故から1年以上が経過した今も16万人の福島県民が避難生活を余儀なくされ、見えない放射能の恐怖とたたかっている。

除染活動も遅々として進まず、福島市内には、計測未了のホットスポットが数多く存在する。例えば、先日僕が参加した小学生の通学路を対象とした除染ボランティアにおいて、地表10 μ Svを超えるホットスポットが数多く計測され、地表30 μ Svの地点も出現した。除染した土の仮置場、中間処理施設が見つからないために子どもが被曝の危険にさらされていることについて、心苦しく思っている。子を思う親の心境として、できれば被曝のリスクの少ない土地で子どもを育てたいという気持ちもよく分かる。そして、福島は、福島の子どもの被曝を防ぐために、誰かが犠牲にならなければならないという差し迫った状況を迎えている。

原発政策は国策として推進されてきた。僕も含めた多数の国民の支持もあった。原発事故が起こると、福島県民に被害が集中した。被害者に残留放射性物質の処理まですべて引き受けさせるのは、残酷なことだ。一旦被害者となった者はどれだけ苦しんでもいいというのであろうか。

福島県民が残留放射性物質の処理を引き受けるとしたら、それは「こどもをかえせ」と将来言わないようにするためだ。

僕は、本書を読んで、福島の復興を心から望んでいるのは、被爆者だと確信した。「福島出身です」と他県の人に言うのが怖いという気持ちも被爆者は優しく受け止めてくれると思う。原爆と原発、核に翻弄される者同士だからこそ通じ合い、分かり合えるところも多いと思う。

「ヒロシマ・ナガサキ・フクシマ」が核のない平和な世界の象徴となる日を目指して、忍耐強く、逞しい被ばく者たちの連帯した運動を一刻も早く実現すべきだ。

【記録集の販売と普及にご協力下さい】

定価3800円（税別）のところ、読者の皆様には税込3200円（送料サービス）で頒布させていただきます。5冊以上の場合税込3000円／冊になります。

例会 報告

< 5月例会 >

外国人研修・技能実習生問題 への弁護士の取り組み

講師：指宿昭一弁護士（暁法律事務所）

高井信也弁護士（大本総合法律事務所）

●はじめに

外国人研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた技術・技能・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度ですが、その背景には特に中小零細企業や第一次産業において低賃金・重労働に耐えられる労働者が不足している日本の労働市場の現実があり、実際に研修生や技能実習生を安価な労働力として搾取する事例があつたとを絶ちません。本例会では、この問題に中心的に取り組んでおられる指宿、高井両弁護士より、現場の実態や弁護士の取り組み、裁判例の紹介があり、併せて実践的なノウハウ、留意点についてのお話がありました。

●外国人労働事件としての位置づけ

指宿弁護士曰く、この問題の実態はほとんど「外国人労働事件」と言ってよく、ただ在留資格の問題が絡んでくるところが大変なところであるとのこと。一般に外国人労働事件の場合、相談を受けたらまず何の資格で在留しているのかをチェックし、それに応じた対応をしていく必要があります。解雇されたら在留資格を失うおそれがあったり、交渉中や訴訟中に在留期限が切れる場合もあつたりしますし、再来日できない場合には証拠保全や陳述書を作成しておく必要性も出てきます。事案の内容、依頼者の希望に応じて短期間で適切な対応を判断し、実施することは確かに難しく、これまでのノウハウの蓄積に学ぶことが大切であること、また外国人研修・技能実習生の問題は、外国人労働事件一般の問題に包摂されることから、まずは



外国人労働事件に取り組む際の留意点をきちんと把握しておく必要があることを学びました。

●多岐に渡る「現代の奴隷労働」の実態

次に、問題を研修・技能実習生問題に絞ると、まず研修生の労働者性をどう認めさせるか、日本人従業員との差額賃金をどのように請求していくかという問題があります。このうち後者の問題については、高井弁護士より、男女賃金差別に関する裁判例（芝信用金庫事件、昭和シェル石油事件）を参考にした法律構成を採った事案が紹介されました。賃金差別を合理的であるとする被告の反論に対してどう再反論するかということも含め、既存の裁判例の積み重ねをどう活かせばよいかという点で、大変参考になったご報告でした。

他にも、寮費等の不当な控除、労災隠し、強制貯金、帰国後の送出国機関とのトラブル等、研修・技能実習生に対する理不尽な取扱いは多岐に渡ることを知り、まさに「現代の奴隷労働」とたとえられる実態が決して誇張ではないことをあらためて認識しました。

●今後の取り組みの重要性

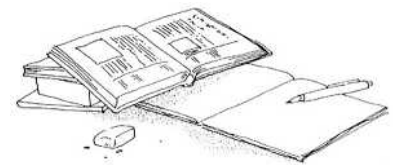
我が国におけるこの制度の窓口である国際研修協力機構によると、平成21年度の外国人研修生・技能実習生の人数は約20万人にも及びます。母国の送出国や日本における受入機関との力関係を考えると、支援団体や弁護士のところにある相談事例は氷山の一角にすぎないでしょうし、日本の中小企業や第一次産業が激しい国際競争にさらされている中、安価な労働力を求めざるを得ない現実は変わらないとすると、今後も同様の問題が起き続けることと思われまます。そんな中で、指宿、高井両弁護士も中心メンバーとして参加しておられる外国人研修生問題弁護士連絡会（研修生弁連）は、この問題に取り組む全国の弁護士たちが情報を共有し、取り組みを進めています。

時にはすでに帰国してしまった当事者とのや

りとりを余儀なくされるなど立証活動が困難を極めること、相手方が中小企業である場合に判決をとっても回収が難しいこと等、この問題に取り組むことは弁護士として大変な労力を伴いますが、だからこそ研修生弁連のようなネットワークが重要なのだと思います。実際、本例会で配布されたレジュメは、この問題についての背景から当事者への聞き取り項目まで詳細な解説がされており、大変参考になるものでした（指宿弁護士曰く、「研修生弁連の血と汗の結晶」だそうです）。

労働問題に関心をもつ一司法修習生として、これからもこの問題をきちんとフォローしていきたいと思います。

（新65期司法修習生）



連載



風に逆らって (11)

平和的生存権を ジュネーヴ憲法に

前田 朗 (東京造形大学)

「Ⅱ 基本的権利 すべての人間は、平和のうちに生存し、暴力と恐怖から自由であり、生存に十分な手段を享受する不可侵の権利を有する。」

……

現在進んでいるジュネーヴ州憲法改正作業で、平和運動団体 (NGO) は、憲法に上記の平和的生存権条項を取り入れるように提案している。

「平和のうちに生存する権利」という文言を持つのは日本国憲法前文だけだが、ジュネーヴ州憲法にこの言葉を入れたい。また、「暴力と恐怖から自由である」というのも、日本国憲法の「恐怖と欠乏からの自由」と類似の表現である (以下、前田『法と民主主義』469号参照)。

■平和運動家バルビー

NGO草案を執筆したのは、スイスの平和運動家クリストフ・バルビー (Christophe Barbey) とその仲間たちである。草案註釈書もバルビーが書いた。バルビーは、軍縮を求める協会 (APRED) コーディネーターであり、「軍隊のないスイス」運動の一員でもある。スイス中部フレンドル在住だが、ジュネーヴ州のNGOに頼まれたために協力し、今はジュネーヴに出向いているようだ。

筆者は2005年4月の国連人権委員会の折に初めてバルビーと会った。国連欧州本部会議室で、NGO主催「軍隊のない国家」というセミナーが開かれていたので参加したところ、「世界には軍隊のない国家が27ある」と講演していたのがバルビーだ。同年7月、バルビーを日本に招請して、横浜と京都で講演してもらった。また、ジュネーヴで話した際に、軍隊のない国家の現地調査が必要だということになり、筆者が27か国を訪問調査することになった。ただちにジュネーヴから近いヒテンシュタイン、モナコ、アンドラに調査に出かけ、以後27か国を訪問し、その報告を一



講演するクリストフ・バルビー氏 (2008年5月、川崎市)

冊にまとめた (前田『軍隊のない国家』日本評論社、2008年)。

さらに、2008年5月に開催した「9条世界会議」にもバルビーを日本に招請し、9条世界会議のセミナーで報告してもらった。川崎市で無防備地域運動に取り組んでいる市民向けに講演してもらった。その折の写真をご覧いただこう。

その後、国連人権理事会で平和への権利宣言作りが始まったので、国際民法法律家協会 (IADL) 主催のセミナーで発言してもらい、さらに人権理事会諮問委員会で連携してNGO発言を行ってきた。

来日時に無防備地域宣言運動と接点を持ったので、「無防備地域宣言運動のような形態の平和運動をスイスでもできるかどうか検討したい」と語っていた。バルビーがジュネーヴ州憲法に平和への権利条項を取り入れようと運動しているのは、日本における無防備地域宣言運動の影響と言ってよい。

つまり、私たちは、ジュネーヴ州憲法改正作業にすでに深くかかわっているのだ。残念ながら自国の政府に9条を守らせることのできていない私たちが、平和的生存権や9条を世界に広めたい。

9条世界会議では、9条を世界の憲法に取り入れたいと議論した。しかし、ジュネーヴ州憲法には9条を導入できない。ジュネーヴ州はもともと軍隊を持っていないからだ。軍隊を保有しているのはスイス連邦である。従って、「9条輸出」運動はスイス連邦憲法を対象としなければならない。

ジュネーヴ州憲法には、9条ではなく、平和的生存権を盛り込みたい。それが冒頭の規定案である。全文を引用しておこう。

■ジュネーヴ州憲法改正提案10/57号

憲法改正提案第10/57号(憲法制定会議への提案、憲法制定会議が第10号として受理)

I 前文

ジュネーヴ人民は、平和と安全に基づく人道の将来が、個人及びすべての者の発展に必要であることを認識して、この憲法を採択する。この憲法は協力、相互尊重及び個人の尊厳を奨励する。

II 基本的権利

すべての人間は、平和のうちに生存し、暴力と恐怖から自由であり、生存に十分な手段を享受する不可侵の権利を有する。

III 政府の役割

a 州は、その活動の諸原則並びに個人及び人民の基本権として、平和と正義を促進する。

b 州の任務

1) 平和と人権の教育

基礎教育は、調和のとれた社会のために、平和の文化を促進すべく準備される。平和と人権の教育は、公教育及び私教育の不可分の一部である。州は、平和と人権の研究を支援する。

2) 非暴力、実力の行使

州は、制度的なものであれ個人の間のものであれ、すべての形態の暴力を予防し、非難する。人民の模範及び権威として、警察は不必要な実力の行使を避け、予防的に、節度を持って行動する。実力の行使は州の特権であり、すべての行使は報告事項とされるべきである。

3) 紛争予防

州は、その領土内及び共和国の外の紛争予防を支援する。州は、和解及び平和的紛争解決に活動する公的団体やヴォランタリー団体を支援する。

4) 国際連帯

他の公当局や世界との関係で、政府は人権を擁護しつつ、平和、協力、自然環境の尊重、人民間の連帯、公正な貿易、貧困撲滅、非差別に貢献する価値を支持し、促進する。

5) 社会サービス

州は、社会サービスへの人々のヴォランタリー参加を促進し、報償することにより、社会的結合と市民社会を促進する。ヴォランティアは、もし選択すれば、紛争管理の訓練を受ける。ヴォラン

ティアは外国での平和維持任務に参加できる。

6) 人間の安全保障

州は、軍縮に向けたステップを支援する。州は住民の安全を確保するために非軍事的手段を開発し、実施する。

■スイスにおける州憲法

1847年制定のジュネーヴ州憲法は平和に言及していない。160年以上前の憲法である。ジュネーヴ州という特別な地位によるだけでなく、平和概念が憲法に記述するには曖昧であったこともある。上位法であるスイス連邦憲法前文は「自由、民主主義、独立、平和」の強化をうたっている。安全への権利は連邦憲法には書かれていないが、安全と公共の秩序は連邦の任務と責任である。そのために採られるべき方法について憲法は言及していない。連邦だけでなく、州も公共の秩序に責任を有することは共通理解である。

外交については、連邦は「諸人民の平和的共存」を促進するが、一定の条件のもとでは、カントン(地方州)がスイスの外交政策に関与し、外国と関係を取り結ぶこともある。連邦の包括的権限を侵害しなければ、州は積極的に平和促進をなす。州は現に開発援助、平和を含む国際協力を行ってきた。

地方政府は新しい基本権を採用することができる。カントンは連邦法が定めている以上の基本権を提供することができる。平和への権利は、連邦にも関連するが、カントンの管轄にも入る。

それゆえ、バルビーたちは州憲法に平和への権利を掲げようと提案している。

これに対して、外交や平和はスイス連邦の管轄であり、州憲法で規定することはできないとの反論も出ていると言う。

■人権としての平和

バルビーによる注釈は「平和を人権にする」と始まる。

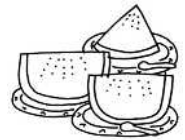
同じジュネーヴで開催されている国連人権理事会で平和への権利国連宣言作りの議論が進んでいる。2012年2月の国連人権理事会諮問委員会で、ウォルフガング・ハインツ(Wolfgang Heinz)委員作成の報告書が検討され、採択された。報告書には平和への権利宣言草案が掲載されている。その後、ハインツ委員は宣言草案を修正して、6

月開催の人権理事会第20会期に提出した。人権理事会で本格審議がなされ、7月5日に、平和への権利を検討する作業部会を設置する決議が採択された。

人権理事会での議論にも、スイスやスペインのNGOとともに、日本NGOとして「平和への権利国際キャンペーン日本委員会（代表：新倉修、海部幸造、及び筆者、事務局長：笹本潤）」が積極的に参加してきた。

平和的生存権を世界に広めることで、「人権としての平和」概念を広め、権利主体の平和運動のさらなる活性化を図りたい。9条は国家の軍隊放棄に関する規定だが、平和的生存権は個人及び人民の人権としての平和である。国家の憲法だけではなく、あらゆるレベルで追求したい（前田『9条を生きる』青木書店、2012年）。

東京支部夏合宿のご案内



と き： 2012年8月26日（日）13:00（12:50現地集合）
～ 27日（月）正午（現地解散）
ところ： 紀州鉄道箱根強羅ホテル（電話0460-82-2229）
足柄下郡箱根町強羅1300-238（箱根登山鉄道ケーブルカー中強羅駅下車3分）

今年も暑い夏がやってきました。去年は、震災の現地調査を兼ねて被災地を訪れましたが、今年は、避暑地「箱根」で、夏の疲れを癒しつつ、刑事再審事件の最先端の議論を学ぶ機会を用意しました。

初日に、6月に東京高裁で再審開始決定が出された東電OL殺人事件について、第1審から弁護人を務めています佃克彦会員から「東電OL殺人事件再審開始決定を巡って」と題してお話いただきます。

また、参加いただいた皆さんの活動報告の時間も用意しています。いろいろな実践をしている会員からお話しいただく予定です（飛び込み歓迎）。

2日目には、実践企画として「弁護士スキルアップ講座」を予定しています。

2日間を通じて、会員が取り組んでいる先駆的な課題の紹介にとどまらず、今日から役立つ実践講座を予定しています。

会員の皆さまだけでなく、修習生、ロースクール生、法学部生の皆さんの参加も大歓迎です。参加希望の方は、8月16日まで下記申し込み先にお名前とご連絡先をお知らせください。

参加申し込みをいただい方には詳しいアクセス方法をお知らせします。

（東京支部事務局長 平松真二郎）



【申し込み先】

FAXの場合：03-3986-9018
Eメールの場合：s.hiramatsu@jyohoku-law.com